

2025 年 4 月 1 日 公表

男性労働者の育児休業等の取得状況

育児・介護休業法では、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが、従業員が 1,000 人を超える企業の事業主に義務付けられています。

育児・介護休業法の改正により、従業員が 300 人超 1,000 人以下の企業にも公表が義務付けられました。

(令和 7 (2025)年 4 月 1 日施行)

2024 年度の小松印刷グループ株式会社の

「男性労働者の育児休業等の取得状況」は 14.3 %です。

◆計算方法 育児休業等をした男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数